

平成25年度第3回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会

1 日時：平成25年10月30日（水）午後2時01分～7時49分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター8階 83・84会議室

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、
北山洋一委員、高橋秀雄委員

（2）事務局

渡部経済農政局長、神谷経済部長、今井経済企画課長（兼雇用推進室長）

4 議題：

（1）千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザ指定管理予定候補者の選定について

（2）千葉市蘇我勤労市民プラザの管理運営の基準及び提案について

5 議事の概要：

（1）千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザ指定管理予定候補者の選定について

各応募者へのヒアリングを実施後、採点を行い、指定管理予定候補者とすべき者として「Fun Space・オーチャー共同事業体」を、第2順位として「アプト・首都圏・毎日共同事業体」を、第3順位として「CMS・M共同事業体」を選定する旨を決定した。

（2）千葉市蘇我勤労市民プラザの管理運営の基準及び提案について

千葉市蘇我勤労市民プラザの管理運営の基準及び提案について、事務局からの説明の後、申請団体へのヒアリングを実施のうえ審議を行い、提案書が管理運営の基準に適合している旨を決定した。

6 会議経過：

【事務局】 それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより始めさせていただきます。

私、本日の司会を務めます経済企画課課長の今井でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着席して説明させていただきます。

まず、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、事前に送付しておりますが、千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザの指定管理者指定申請書・提案書類、申請団体が5団体分、それぞれのファイルにございます。それから、千葉市蘇我勤労市民プラザ指定管理者事業計画書。

そして、資料の1～12及び参考資料1～4、さらに10月25日付で別途お送りさせていただきました形式的要件の審査結果というペーパーがございます。A4の横版になりま

す。

資料の過不足等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。

なお、資料につきましては、情報公開条例第7条に規定する不開示情報を含みますことから、本日の部会終了後、回収させていただきますので、ご了承願います。ただし、資料への書き込み等につきましては差し支えございません。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日の出席委員は、総数5名、全員でございますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項により会議は成立いたしております。

次に、会議の公開及び議事録の作成についてですが、お手元の参考資料1「千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をごらんください。参考資料1でございます。

こちらにございますとおり、「1 会議の公開の取扱い」(1)のただし書きにございますが、「公募の方法により指定管理者予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は、非公開とする」と委員会において決定されております。

本日の会議は、指定管理予定候補者の選定に関する事項の審議に当たりますことから、非公開となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、議事録につきましては、事業者の指定後、不開示情報に当たるおそれのある部分を除き原則公開する予定でございます。

それでは、開催に当たりまして、経済部長の神谷より一言ご挨拶申し上げます。

【経済部長】 失礼いたします。経済部長の神谷でございます。本日は、経済農政局長の渡部がほかの公務により欠席いたしておりますので、渡部にかわりまして、私のほうからご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、勤労市民プラザ3施設のご審議をお願いいたしますけれども、長沼原と幕張の2つの施設につきましては、第2回の産業部会におきましてご協議いただいた募集要項によりまして公募したところ、5団体から応募がございました。今回は、提案書とヒアリングに基づきまして、指定管理予定候補者の選定をお願いしたいと思います。

また、蘇我につきましては、非公募施設になりますので、申請団体の事業計画の内容と管理運営の基準等の適合性をご協議いただきたいと思います。

本日は、長時間の会議となることを予定しておりますけれども、委員の皆様には、専門的な見地から選定、ご協議いただきますようお願いいたしまして、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、ここからは大原部会長に議事の進行をお願いいたします。

【部会長】 それでは、ただいまから平成25年度第3回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会を開会いたします。

まず、本日の議事の流れについて、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、本日の議事の流れにつきまして、資料1に基づきましてご説

明いたします。お手元の資料1をごらんください。

初めに、公募施設でございます長沼原・幕張勤労市民プラザの審査から行います。

まず、事務局から申請のあった5団体の応募資格等に対する形式的要件の審査結果をご報告いたします。

次に、採点方法等のご説明とあわせて、審査項目のうち客観的な基準があるものなど、事務局で事前に採点可能な項目についての採点の状況等をご報告いたします。

そして、各団体へのヒアリングに入ります。ヒアリングは、提案書類の受け付け順に記載の順番で行います。

まず、団体から10分以内で自己紹介及び提案の中で最も重点を置いた部分についてご説明をいただきます。

なお、団体間で不公平のないよう、事務局で時間を計測し、終了時間の30秒前と終了時間10分を経過した時点でお知らせいたします。その後、おおむね20分を目安に各委員からの質疑、応答を行います。特に採点するに当たり、提案書類の記載内容からは判断しかねる点、あるいは疑義のある点などを中心にご質問いただければと存じます。

質疑応答の後、採点前の確認として、事前に確認しておきたいことなどがありましたらご発言をいただき、その後、採点をお願いいたします。

この流れを団体ごとに繰り返しますが、2団体が終わったところで一度、休憩を挟む予定でございます。

そして、5団体全ての採点が終了したところで、採点表を事務局で回収し、集計作業に入ります。

委員の皆様には、その間、休憩となりますが、お食事を用意してございますので、食事等しながらお待ちいただければと存じます。この休憩時間、おおむね45分程度を予定しております。

集計作業が終わりましたら会議を再開し、事務局から採点結果を配付するとともにご報告いたしますので、委員の皆様には、採点結果を踏まえて指定管理予定候補者の選定についてご協議いただきたいと存じます。

なお、採点において不可がついた項目がある場合、部会として当該団体を失格とするかどうかのご協議もいただきたいと存じます。

また、採点結果を協議した結果、再度の採点が必要であると判断した場合は、2回目の採点を行うことも可能でございます。

そして、委員の皆様の意見がまとまりましたら、第1順位から第3順位までの選定をしていただくとともに、提案がすぐれていた点など、選定理由等についてもご協議、ご意見をいただければと存じます。

なお、選定理由等は、委員会の意見として市に対し答申するとともに、ホームページや議会への説明資料などにおいて公表する予定でございます。

続きまして、非公募施設でございます蘇我勤労市民プラザの審査を行います。

初めに、事務局から曾我勤労市民プラザの管理運営の基準について概要をご説明いたします。

次に、ヒアリングに入りますが、まず、申請団体から事業計画の概要について、おお

むね10分程度でご説明いただき、その後、各委員からの質疑応答を行います。

そして、委員間の協議を行います。非公募施設については採点ではなく、申請団体から提出された事業計画書が、市で作成いたしました管理運営の基準に適合しているかどうかという点について協議、決定していただきたいと存じます。

また、あわせて事業計画に対するご意見等があればご発言いただき、委員会の意見とすることが協議いただければと存じます。

なお、決定した意見は、公募施設と同様、市に対し答申するとともに、ホームページや議会への説明資料等において公表する予定でございます。

本日の議事の流れについてのご説明は、以上でございます。

【部会長】 それでは、議題1にあります「千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザ指定管理予定候補者の選定について」という項目に入ります。

初めに、形式的要件審査の結果について、事務局よりご報告をお願いいたします。

【事務局】 10月25日付で、別途お手元にお送りいたしましたA4判横、千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザ指定申請者形式的要件審査項目という資料をごらんいただきたいと存じます。

形式的要件審査の結果につきましては、平成25年10月25日付書面にてお知らせしたとおり、全応募者とも形式的要件審査項目の基準を満たしております。したがって、当該5団体に対しまして、本日、ヒアリングを実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】 今の形式的要件審査についての説明に対して何かご質問等がありましたら発言をお願いします。

ないようですので、先に進みます。

次に、採点方法等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、続きまして採点表について概要をご説明いたします。

採点表は、お手元でございます資料2でございます。A3判折り込みのペーパーでございます。

採点表は、事前に送付した資料でご説明したとおり、募集要項で公表した審査項目、様式集で公表した項目、非公表でございます審査の視点、管理運営の基準、記載内容、配点、採点欄により構成されております。

なお、事務局において機械的に採点可能な項目につきましては、表の採点欄に点数を記載しております。

それでは、事務局での採点につきまして、採点表と次の資料3をあわせてごらんいただきたいと存じます。資料3は、採点可能な項目の結果でございます。

まず、採点表ですが、採点表の1ページ目の表2段目（1）同種の施設管理の実績についてご説明いたします。

こちらは、公の施設の管理実績及び勤労市民プラザと同種の勤労者福祉施設の管理実績の有無、管理を行った通算の年数を提案書様式第2号にて応募者に記載させている項目となります。各実績の状況につきましては資料3の一番上の表のとおりとなります。

したがって、こちらにございますとおり、Fun Space・オーチャーから始まりまし

て、東急コミュニティーまで、それぞれの得点を採点して、こちらの採点表のほうに入れてございます。

次に、採点表の3枚目になります。3枚目の表、こちらの一番下の段、(3)の管理経費、指定管理委託料の欄をごらんください。こちらにつきましては、各応募者から5年間の指定管理委託料を提案書様式第29号にて提案させまして、その金額を計算式により点数をつける方式となっております。

各応募者の提案金額及びそれによる得点につきましては、資料3の上から2番目の表、指定管理委託料、こちらの表のとおりとなります。それぞれ一番右の欄にございますとおり採点を振ってございます。こちらは計算式に当てはめて計算をする形ということとなっております。

次に、採点表の3ページの裏面1段目ですけれども、市内産業の振興についてご説明いたします。こちらは、各応募者が市内業者、準市内業者、もしくは、そのいずれでもない場合の得点で決定いたします。

なお、共同事業体の場合、代表企業が市との窓口となることから、代表企業が市内業者、準市内業者、または構成員のいずれかが市内もしくは準市内である場合に限り得点することとなります。各応募者の採点の結果は、資料3の上から3番目の表のとおりとなります。

なお、この表の中で、アプト・首都圏・毎日共同事業体の得点欄につきましては、首都圏建物サービス協同組合の構成員でございます株式会社アプトコーポレーションが所在する住所が、首都圏建物サービス協同組合の履歴事項全部証明書に記載されていることもあり、同社は協同組合の従たる事業者と判断されることから、本項目の得点は共同事業体構成員が市内業者ということに当てはまりまして、こちらは1点の配点となります。

次に、採点表のほうに戻りまして、3枚目の裏側の上から2番目、(2)市内業者の育成についてご説明いたします。こちらは、業務の一部を再委託する場合の再委託総額に占める市内業者への再委託割合を提案書様式第24号の内容を算定し、得点を決定するものでございます。

各応募者の再委託総額とそれに占める市内業者への再委託の割合は、資料3の一番下の欄の表にございます。

なお、事務局において採点しました各項目の得点につきましては、申請書の記載内容に基づきまして事務局のほうで計算したものでございます。

申請書の記載の内容などについて疑問点がある場合につきましては、これから行われますヒアリングにおきまして、申請者にご確認いただき、仮に記載内容に誤りなどがある場合は得点を修正することもございます。その場合には、当該申請者のヒアリングが終了し、申請者が退室した後、委員間でご協議いただくこととなります。よろしくお願いいたします。

それから、採点表の中で空欄になっている部分がございます。こちらにつきましては、申請書の申請内容そのものでは事務局として判断できなかったものでございます。こちらにつきましてはヒアリングの中で確認していただきまして、その結果に基づきまして

点数を入れていただくことになりますが、これにつきましては後ほどまた詳しくご説明いたします。

それから、得点表につきまして最後の説明でございますが、提案書の様式は、各様式ごとに提案枚数の制限を設けております。今回の募集におきまして、制限枚数を超過し、提案されている団体がございましたので、これにつきましてご報告いたします。

採点表の1枚目の裏面のほうをごらんください。上から2つ目、(5)業務の執行体制の整備のところ、採点欄、アプト・首都圏・毎日共同事業体が横の棒になっております。こちらに関しましては、本来、制限枚数1枚のところを、この応募者が2枚提案してまいりました。したがって、各応募者の審査の公平を期すため、同団体の提案書様式第6号につきましては、失格とはなりません、加点なしという扱いにさせていただきますと存じます。

また、採点をしていただくに当たりまして、補足資料として資料4から6についてご説明いたします。

まず、お手元でございます資料4、A3判折り込みの資料をごらんください。こちらに関しましては、提案書様式第3号の人員配置、こちらを各応募者による提案内容を一覧で比較していただけるように表にしたものでございます。

また、応募者に配付した提案書様式集には、年間の人件費の合計額は、収支予算書の指定期間の最初の年度の人件費と一致することとなっているため、提案書様式第3号と第30号の平成26年度人件費額を比較してございます。

続きまして、資料5をごらんください。資料5に記載いたしました市内雇用の配慮、障がい者雇用の確保につきましては、本来、事務局で採点可能な項目ではございますが、応募者の提案につきまして確認を要する点がございましたので、委員の皆様にご後行われますヒアリングのポイントとしてお聞きいただいた上、採点をお願いしたいと存じます。

各応募者の提案内容を比較表として作成したものが資料5でございます。

まず、提案書様式の第25号になりますが、「市内雇用の配慮について」という項目がございます。応募5団体のうち2団体に確認が必要な内容が含まれております。具体的に申し上げますと、1つ目のFun Space・オーチャー共同事業体ですが、こちら現在の指定管理者となりますけれども、市内雇用の配慮についての提案内容として、現在の施設職員の8割以上が千葉市在住という旨の記載がございます。8割という数字でございますが、具体的に何人という記載がございませんので、事務局として判定がちょっと困難なところから現在保留にしております。ヒアリングにおきまして、具体的な人数をご確認いただきまして、その数が8割以上ということが確認できれば、得点は5点となります。

2つ目は、アプト・首都圏・毎日共同事業体でございますが、雇用予定の全職員数45人のうち千葉市民に限る職種、それから、可能な限り千葉市民とした職種、こちらがでございます。採点を行うに当たりまして、千葉市民に限るとした職種のみを得点の対象とした場合は3点、可能な限り千葉市民とした職種も含めると5点となります。

この団体の提案書様式第4号には、可能な限り千葉市民とした職種の雇用元は、さいたま市にございます毎日興業株式会社となっております。千葉市民への雇用の配慮に対

する具体的な方策の有無につきましてヒアリングにおきまして確認いただき、可能な限り千葉市民という雇用の形ですが、これが具体的に実現可能性があるかどうかを採点の判断の基準にさせていただきたいと存じます。

次に、提案書様式第26号「障がい者雇用の確保について」でございます。障がい者雇用につきましては、資料5の下の方に、2「障がい者雇用の確保」というところがございしますが、まず、採点基準で応募する企業・団体の障がい者雇用率の達成度等について、次の基準より採点でございます。

そこで、ア法定雇用率が適用される法人等。それから裏にまいりましてイのところで、法定雇用率が適用されない法人等というふうに分かれてございます。

ここで言います法定雇用率が適用される法人、されない法人ですが、民間企業の障がい者法定雇用率は、現在、平成25年4月改定で2.0%になってございます。したがって、企業の従業員が50人以上であれば1人以上の雇用が義務づけられるということでございまして、ここで言う適用される法人は従業員50人以上、適用されない法人は50人未満というふうにお考えいただきたいと存じます。

適用される法人に関しましては、応募に当たりまして、障がい者の雇用状況報告書の提出を求めています。それから適用されない法人につきましては、報告書の提出義務というものがございませんので、申立書という形で提出を求めています。

また、この適用される法人で法定雇用率未達成の企業で、常用労働者が200人を超える企業は障がい者雇用納付金を支払うということにされております。したがって障がい者雇用納付金支払いの有無につきましても採点の基準に含まれております。

それでは、資料5の裏面の（2）各団体の障がい者雇用の実績と提案内容をごらんいただきたいと思います。一番左側に団体名、それから共同事業体の場合は、その右側に会社名、次の欄が法定雇用率の達成状況、こちらは平成25年6月現在の達成状況でございます。

それから、納付金支払い、平成24年5月でございますが、こちらは平成23年度に法定雇用率を達成していない場合、24年5月に納付金を支払うということになってございます。したがって、このところで納付金支払いありと書いてございます会社は、法定雇用率達成はしていなかったものの納付金は支払っているということでございます。

同様、隣の欄、納付金支払い、25年5月とございますが、これは、24年度に法定雇用率を達成しているか、していないか。達成していないのであれば、納付金を支払っているか、いないかという表でございます。

この中で、アプト・首都圏・毎日の納付金支払い、平成24年5月のところが社員数確認（資料なし）とございます。こちらに関しましては、23年度に毎日興業の社員数が納付金支払いの義務があったか、ないかというところが、手元の資料では確認できませんでしたので、こちらの社員数の確認をお願いしたいと存じます。

それから、同じ共同事業体の首都圏建物サービス協同組合でございますが、提出を受けております申立書に社員が50人以下であるため、報告の義務がないという旨の記載がございしますが、実際に従業員数が何名であるかということが確認できておりません。

このような理由から、首都圏建物サービス共同事業体の社員数及び障がい者の雇用数

のヒアリングが必要となります。といいますのも、共同事業体に関しましては、各法人の社員数、障がい者雇用数をそれぞれ合算し、法定雇用率を達成しているかどうかを判断いたしますので、共同事業体の1者の分につきまして、現在の従業員数、それから障がい者の数がわかりませんと、その判定ができないということになります。こちらにつきましてもご確認をお願いしたいと思います。

それから、東急コミュニティーでございます。表の一番下になりますけれども、提出書類によりまして法定雇用率を達成していることは確認できております。この場合、施設に1名以上障がい者を雇用する場合の得点が5点、施設には雇用実績がないものの、法定雇用率を達成している場合は3点となりまして、施設に障がい者を雇用するか否かによって点が変わってまいります。

東急コミュニティーの提案によれば、1名の障がい者雇用を検討とございます。この検討につきまして、要は努力目標なのか、それとも必ず採用する方向であるのか、これによりまして5点になるか、3点になるか分かれてまいります。こちらにつきまして具体的な方策があるかどうか、そこのあたりのヒアリングもお願いしたいと存じます。

次に、資料6のご説明をいたします。提案書様式の30号が管理運営業務の収支内訳の提案、31号は自主事業の収支内訳の提案をそれぞれ26年から30年まで、各年度の予算書として作成しておるところですが、項目ごとの5年分の合計を一覧表として作成し、各応募者の比較をしていただけるようにした表が、こちらでございます。

それから、資料6の一番右側の部分は、過去5年間の実績を掲載しておりますので、今回の提案と過去5年間の実績の比較もできるようにしてございます。

また、提案書様式第30号、第31号、各年度ごとの予算ですけれども、こちらの合算額が29号の内訳となります。したがって、各項目の予算額というものも比較してございます。

この網かけしてある部分につきましては、29号様式と30号様式、31号様式の数字に誤差が生じているものでございます。本来ですと一致するべきものですが、何者かの提案では数字が一致していない部分がございます。

本来ですと、応募提案が出た段階で、事務局のほうで不確定な部分等については確認するという方法もございますが、指定管理者提案の場合は、指定管理者から提案された申請書に関しまして事務局として事前に確認することができません。大変お手数をおかけして申しわけございませんが、各委員さんからヒアリングの中でご確認を願いたいと思います。

それから、法定雇用率、市内雇用等につきまして空欄になっているもの、こちらはヒアリングの結果によりまして、採点をはっきりと決まるものに関しましては、ヒアリングの後に事務局のほうから申し上げます。

ただ、何点がございまして、例えば雇用に関して市内雇用ができるかどうか、あるいは障がい者雇用ができるかどうか、その具体策が示されているかどうかの部分ですが、その具体性があるかなしかの判断につきましては、委員さんのほうにご判断いただきまして、具体性があるというふうに見込まれるのであれば、実現可能ということで配点も高くなりますし、具体性がないというふうに判断されるのであれば配点が低くと

いうことになります。

これに関しましては、各団体のヒアリングが終わりまして、事業者が退出した後に、事務局のほうから扱いについて再度ご説明をしたいと存じます。

以上で説明は終わりでございます。よろしくお願いいたします。

【委員】 ちょっとわからないことをお聞きしてもいいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 すみません、最初のころにアプト・首都圏・毎日共同事業体のほうで、提案が1枚であるはずなのに2枚あったので、というところはどこでしたっけ。そこだけがちょっと……何番でしょうか。

【事務局】 採点表で行きますと、先ほどお示ししたとおり6号様式になりますので、採点表の1枚目の裏側、上から2番目でございます。

【委員】 上から2番目。

【事務局】 業務執行体制の整理ということで、一番右側の採点欄でアプト・首都圏・毎日共同事業体のところだけ優、良、可、不可の字が入ってございません。こちらは形式的なところですが、本来1枚で提案すべきところを提案書を2枚使っております。

【委員】 ということは、結果として失格ですね、この部分に関して。

【事務局】 ここの分について配点をしないという扱いになります。

【委員】 配点をしないということは失格ですか。

【委員】 配点をしないということは、零点だということですよ。

【事務局】 零点です。枚数を超過したのに関して、形式的な不備で直ちに失格ということではなく、配点をしないという扱いをさせていただきたいと思います。

【委員】 超過したらいけないということは、事業者の方はわかっているんですか。

【事務局】 提案書に関しましては、枚数制限を示してございまして、その中で提案するようにという指示をしております。

【部会長】 全体的な採点の作業について、ちょっと確認しておきますけども、いただいているこの採点表、これを各人が、まず審査委員名を書き入れた上で提出するということになるわけですね。

【事務局】 そうです。

【部会長】 具体的に、この優、良、可、不可というのを書くのはどの段階ですか。提出前ですか、それとも各事業者が説明が終わった段階で、それぞれ1つつやっていますか。

【事務局】 各事業者の説明が終わりまして、その後、採点時間を5分ほどとらせていただきますので、そこで事業者ごとにご記入いただきたいと存じます。

【部会長】 5事業者が終わった段階で提出するということになるわけですね。

【事務局】 はい。

【部会長】 優、良、可、不可のところはわかるんですけども、あるいは事務局で採点数字が機械的に出るところは記入済みであるということであるんですけども、そうではないところ、例えば1枚目の採点の3番目にきますよね。(2)団体の経営及び財務

状況、これは何を書くんですか。

【事務局】 こちらに関しましては、それぞれの団体の財務状況等の書類が提出されておりますけれども、そういった書類を用いまして、この団体の経営状況、財務状況が指定管理業務を安定してできる状況であるかどうかという判定が、審査の視点になります。

優、良、可、不可という4段階ではなくて、1から10点の間で配点していただくということになります。

【部会長】 それは、各委員が各自の判断に基づいて1から10の数字を書き込んでいくということですね。

【事務局】 はい。

【委員】 その点は、今の趣旨からいくと、1者だけの話じゃなくて、共同事業体全体の財務状況を見ればよいということですよ。

【事務局】 はい。それから、あと、この表で行きますと、あいておりますところが採点表の一番最後のページ、3ページ目の裏側が2段あいております。

こちら、先ほどご説明したとおり、市内雇用への配慮、あるいは障がい者雇用の確保ということなんですけれども、ヒアリングの結果、市内雇用に関しましては、おそらく数字をはっきりと事業者が答えれば、その段階で自動的に計算ができることになるかと思えます。

したがいまして、これは、ヒアリングが終わった後に事務局のほうから計算によりまして何点ということでご説明させていただきます。ただ、2点ほどありまして、市内雇用の具体的な方法につきまして、具体性があるかどうか、これに関しましては業者のほうの説明、例えばの話なんですけれども、市内での雇用について、こういったことを考えているとか、こういった方策があるという説明を受けて、それが具体性があるというふうに認められた場合は実現可能性が高いということで配点が上がりますけれども、そうでない場合は具体性がないということで配点が下がります。

これにつきましてはヒアリングが終わった段階で、具体性があると認められる場合は何点、具体性がないと思われる場合は何点というふうに事務局のほうでご説明いたしますので、この分につきましては、各委員さんのほうには具体性の有無についてご判断を願えればというふうに思っております。

【部会長】 そこで、一旦とめますね。

この(3)市内雇用の配慮、委員が書くのは5、3、1、そのいずれかの数字を書き込む、書き込むのは各委員である。それはいいですね。

【事務局】 はい。それでお願いいたします。

【部会長】 書き込む前に事務局から説明を受ける。そういう理解でよろしいですね。

【事務局】 結構です。

【部会長】 次の(4)をお願いします。障がい者雇用の確保。

【事務局】 今と同様でございます。(3)、(4)同じ内容でございます。

【部会長】 5点、3点、1点という数字を各委員が入れる。入れる前に事務局からの説明を受ける。

【事務局】 前提としてご説明を差し上げます。

【部会長】 それ以外は優、良、可、不可に丸印をつける。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。

【部会長】 わかりました。

ほかに、この採点についての質問がありましたら発言をお願いします。もしないようであれば、これからいよいよヒアリングに入りたいと思いますが、応募書類の受け付け順にFun Space・オーチャー共同事業体から行います。

それでは、事務局は事業者を入室させてください。

(ヒアリング)

※不開示情報が含まれる可能性があるため省略

【部会長】 採点に移るわけですが、採点前の説明というのはどこへ入れればいいんですか。

【事務局】 では、ここで。

【部会長】 では、そちらから、まず説明いただけますか。

【事務局】 資料2の最後のページ、空欄が2つございます。まず市内雇用への配慮ですけれども、数字をご確認いただきました。31人中25人ということですので、80.6%、8割を超しますので、ここは5点の配点でお願いいたします。

続きまして、障がい者雇用の確保なんですけど、こちらにつきましては、この団体について法定雇用率が適用される方針ですが、法定雇用率をこちらの場合達成しておりませんので、マイナス2点ということになります。

【部会長】 表記としてはマイナス2という。

【事務局】 三角の2でお願いします。恐れ入ります。

事務局からは以上でございます。

【部会長】 それでは、5分程度の時間をとって、今のところと、あと優、良、可、不可の丸つけの作業に移っていくということでよろしいですかね。では、先に進めましょう。

【委員】 書いたものを1件ずつ渡すんですか。

【部会長】 ではなくて、次の事業者のヒアリングが終わったら、また同じように採点して、5者終わった段階で。

【委員】 また変えてもいいんですか。

【事務局】 そちらあたり相対的なところもございますので。

【委員】 比較がありますよね。

【部会長】 最終的には提出前のもの、途中変更は可能ということで、そういうふうに理解しました。

【委員】 事務局に聞きたいんですけど、今までの勤労市民プラザの利用者数からすると、結構頑張っているというか、増えていますよね。

【事務局】 はい。

【委員】 これは、やはり事務局的にはそれなりに評価できる場所なんですかね。

【事務局】 選定評価委員会の年度評価などでも委員さんからもご指摘を頂戴してい

ますとおり、利用者の伸びというのは、確かに努力の結果だというふうに思っております。

【委員】 今聞いても、企業回りを結構やっているんでね。そこのところが今までは欠けていたような気がするんですけどもね。

【委員】 さっき私が質問して、防火管理者の資格云々と言いましたけども、この名簿に載っていないんで、その確認というのは事務局でできますか。

【事務局】 はい。

【委員】 修了書があると思うので、非常に大事なことから、ひとつお願いいたします。

【事務局】 承知しました。

(採 点)

【部会長】 一応、つけ終えたということで、次に進んでよろしいですかね。

では、続きましてアプト・首都圏・毎日共同事業体のヒアリングに入ります。事務局は事業者を入室させてください。

(ヒアリング)

※不開示情報が含まれる可能性があるため省略

【部会長】 では、第1回の事業者と同様に採点に入りますけども、先にまず事務局から。

【事務局】 資料2の一番最後のページになります。市内雇用への配慮の部分ですけども、今ははっきりと何人というお答えがなかったんですが、質疑の内容の中から必要最小限の者に関しては外部があるけれども、基本的には市内雇用というお話がございました。46人の雇用者がいまして、そのうち80%、37人ということで、仮に9人が市外であっても80は達成いたします。ですので、今の質疑応答を聞いている範囲では8割に達する可能性は非常に高いかと思しますので、事務局としては、ここは5点配点でよいのかと思います。

ただ、今のことに关しましてご意見があれば、逆に承りたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

それから、障がい者雇用のほうなんですけれども、こちらに关しましては23年は200人を超していなかったというお答えがございました。したがって、ここのところでは納付金を支払う義務がございましたので、滞納しているというものには当たりません。ただ、法定雇用率は達成しておりませんので、マイナス2点ということになります。

それから、冒頭でご説明したとおり、資料2の一番の上のところ、米印になっている部分ですが、こちらに关しましては一番最初にご説明したとおり、共同事業体構成員のうち1団体でも市内業者もしくは準市内業者である場合の1点ということになります。今のところ、団体名は3者の名前が出ていますけれども、今の質疑応答の中で2者JVというふうにお答えがありましたので、2者JVで千葉県支部があるということになりますので、支店が市内にあるというふうな解釈になるかと思います。したがって、1点の配点になります。

以上でございます。

【部会長】 では、採点に移りましょう。進行上、ここで休憩が入る予定になっていたんですけど、再開時間はどうしましょう。

【事務局】 それでは、採点の時間と休憩を含めまして4時20分再開ということでしょうか。

【部会長】 では、20分に再開ということで。

【事務局】 よろしくをお願いします。

(採 点 ・ 休 憩)

【部会長】 ちょっと早いですが、そろったようなので部会を再開します。

CMS・M共同事業体のヒアリングに入ります。事務局は事業者を入室させていただきます。

(ヒアリング)

※不開示情報が含まれる可能性があるため省略

【部会長】 では、前の2事業者と同じような進め方で、とりあえず事務局のほうからご説明いただけますか。

【事務局】 それでは、資料2の一番最後のページをまたごらんください。

市内雇用への配慮、真ん中あたりですけれども、こちらに関しましては提案書の中で34名のスタッフのうち29名というふうに記載されておりまして、85%でございますので、配点は5点でございます。

それから、4の障がい者雇用の確保なんですけれども、こちらに関しましては共同事業体ということで千葉マリンズと日本メックスを両方プラスして、その中で障がい者の雇用数を出すということになります。算定基礎となる労働者数1,241に対して障がい者雇用が24.5人、合計の雇用率が1.97%ということで未達成になりますので、こちらマイナス2でお願いいたします。

以上でございます。

【部会長】 5分程度で採点していただき、次のヒアリングに移りたいと思いますので、よろしくどうぞ。

(採 点)

【部会長】 では、続きまして日本環境マネジメント株式会社のヒアリングに入ります。事務局は事業者を入室させてください。

(ヒアリング)

※不開示情報が含まれる可能性があるため省略

【部会長】 では、採点作業に入りますが、事務局からお願いします。

【事務局】 資料2の一番最後のページになります。3の市内雇用への配慮ですが、提案書上は、こちらの事業者さんに関しましては32人中12人の千葉市民ということで37.5%、したがって点数は1点になります。

それから、障がい者の雇用の確保につきましては、直近の25年6月時点で法定雇用率を確保しておりませんので、マイナス2点でお願いいたします。

以上でございます。

(採 点)

【部会長】 では、時間も押していますので、最後の東急コミュニティーのヒアリングに入りたいと思いますので、事業者を入室させてください。

(ヒアリング)

※不開示情報が含まれる可能性があるため省略

【部会長】 では、最後の採点に入りますが、まず事務局から説明いただくということで、それと最初に確認しておきましたように、ここで5者の採点を事務局に提出願います。その後、委員は休憩時間になります。食事を用意されているということらしいので、再開予定時間はどうなりますか。

【事務局】 それでは、19時再開をお願いいたします。

【部会長】 では、まず事務局から2項目についてお願いできますか。

【事務局】 資料2の一番後ろになりますが、市内雇用への配慮に関しましては、23人のスタッフのうち職種で指定されている21名の市内雇用が予定されておりますので、こちらは5点をお願いいたします。

それから、障がい者の雇用の確保なんですけれども、こちらの会社、法定雇用率が適用される法人で法定雇用率を満たしております。したがって、このままでいくと3点なんです。障がい者をこの施設に雇用することになればプラス2点になります。業者さんのほうから説明があったのですが、その説明が、具体性があるかないかによって5点か3点というところだと思います。こちらに関しましては、東急コミュニティーさんのご説明を聞いていただいて、具体性が認められるということであれば5点、あまり具体性がないということであれば3点という配点をお願いしたいと思います。

【委員】 いいですか。間違えてとらわれて、利用料金収入が少なく計上されているということに対して、収入の見積もりが不可なんていうことになるといけないんで、22の施設の管理に関する経費を縮減するものであることという、(1)「収入見積の妥当性」は不可じゃなくて、ゼロ、評価しないということで、どうでございましょうか。それが不可にすると、全部計算できなくなりますから。これは、間違えてしまったということだと思いますけど。

【委員】 22のところですね。

【委員】 22の提案様式。

【部会長】 収入計画の妥当性ということ。間違えを認めて書き直せというんだったら、書き直しますというような。

【委員】 だけど、事務局の説明では、書き直すことはできないということなので。だから、これは評価しない、ゼロでは。

【委員】 22の今のところは空欄にしておくということですか。

【部会長】 空欄じゃなくて、これはマークつけなきゃいけないから、一番低い評価というところになるんじゃないんですか。違いますか。

【委員】 不可にするといけないんですよ。不可にすると集計できなくなる。

【部会長】 もう一度、そこ確認します。不可という項目が1つでもあると……。

【事務局】 第6の項目を除いて、ほかのところで不可があると、その段階で自動的に失格になります。ですので、今回のこの提案に関しまして、錯誤という要素がありますので、重大な瑕疵なのか、錯誤なのかによっても違うと思うんですが、これをもって失格というのはちょっと重いかなという感じがいたします。

したがいまして、見積もりの計算の過程で不適當なところがあったということで、低い評価ということかと思いますが。

【部会長】 わかりました。

【事務局】 あと、もう一つの方法としましては、不可ではないんですけども、大きなミスがあったということで、先ほど提案書が1枚のところ2枚ついていたのと同様で、配点をしないというのは。失格ではないけれども、配点をしないということです。その場合は横棒を引いていただければ。

【部会長】 横棒？丸を拒否してバーにするという方法もありますと。

【事務局】 すいません、ちょっと書きにくいと思うんですけど、一番下の不可の下の空白のところに横棒を引いていただければ、事務局のほうで計算したいと思います。

【部会長】 それで、書き終わったら、そちらへ持っていけばよろしいんですか。

【事務局】 手を挙げていただければ、事務局のほうで回収にまいります。

(採 点 ・ 休 憩)

【部会長】 それでは、部会を再開いたします。

事務局より、採点の集計結果についての報告をお願いいたします。

【事務局】 採点結果につきまして、集計結果表をお手元に配付いたしました。一番上が順位になります。1位がFun Space・オーチュー、2位がアプト・首都圏・毎日、3位がCMS・M、4位、5位は記載のとおりとなっております。得点は、それぞれの下に書かれておりますとおり、Fun Space・オーチューは105点、アプト・首都圏・毎日は100.8、CMS・Mが94.2、以下、4位が89.8、5位が68.8、以上の結果でございます。

【部会長】 総合得点の結果は、ただいまの説明のとおりでございますが、この採点結果について何かご意見等があればご発言願います。

また、選定理由として、すぐれている部分や提案に工夫が見られた部分など評価できる点がございましたら、あわせてご発言願います。議事録に残すような重大な採点結果についての感想というような意味合いで発言いただければと思います。

特にご発言がなければ、千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザ指定管理予定候補者について、当部会としては、採点表に記載の評点を当部会の評点とし、当該評点の合計で第1位となりましたFun Space・オーチュー共同事業体を指定管理予定候補者として選定し、また、第2順位、第3順位については、評点のとおり第2順位をアプト・首都圏・毎日共同事業体、第3位をCMS・M共同事業体と選定いたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 あわせて、第4順位以下についても採点表に記載の評点のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、ご了承が得られましたので、その旨決定いたします。

千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザ指定管理予定候補者の選定については以上でございます。

次に、議題2「千葉市蘇我勤労市民プラザの管理運営の基準及び提案について」に入ります。

まず、千葉市蘇我勤労市民プラザの管理運営の基準について、事務局よりご説明願います。

【事務局】 それでは、お手元の資料12番をお開きください。千葉市蘇我勤労市民プラザ指定管理者管理運営の基準でございます。

蘇我勤労市民プラザ管理運営の基準につきまして、ご説明いたします。こちらは、先ほど選定いただきました長沼原・幕張勤労市民プラザ管理運営の基準をもとに作成し、平成25年9月26日に現指定管理者に配付いたしました。

長沼原・幕張勤労市民プラザの管理運営の基準と比較し、主な変更点が4点ほどございます。

まず1つ目は、資料12の6ページ目をごらんください。6ページ目の上のほうになりますが、こちらのところにエ「津波避難ビルに関する対応について」がございます。蘇我勤労市民プラザは、長沼原・幕張と同様、千葉市地域防災計画の定めるところにより避難所として指定されている施設でございますが、それとは別に、地域性によりまして津波避難ビルとして指定されている施設でございます。当施設の指定管理者につきましても、市民の安全を守るための対応を求められることになりますので、記載を追加したところでございます。

2つ目は、資料12、14ページをごらんください。14ページの中ほど(6)「その他」でございます。当施設の喫茶室及び事務室協の部屋は、市のキャリアカウンセリング事業と労働相談事業として使用しております。こちらにも記載ございますとおり、各室は指定管理の対象外となりますが、同じ建物内にあるため警備等の対応を実施するように求めたものでございます。

3点目は、19ページをごらんください。下のほうになりますが、6「大規模修繕に係る施設運営の制限等について」でございます。当施設は、平成28年度の蘇我コミュニティセンターとの施設統合に向け、指定管理期間中であります平成27年度に大規模修繕を行う予定でございます。工事の内容、期間、また、施設の閉館の必要性の有無などにつきましては、平成26年度の大規模修繕設計業務委託により決定する予定でございます。その決定に対し、指定管理者は最大限協力をするように求めたものでございます。

また、閉館の期間等によりまして指定管理委託料の減額等が発生する場合がございますが、こちらは年度協定におきまして決定することといたしております。

最後、4点目は、20ページをごらんください。20ページの7「指定管理期間の終了にあたっての引継業務」でございます。こちらは、平成28年度から蘇我コミュニティセンターとして施設運営されるため、本指定管理期間終了時には蘇我コミュニティセンターの次期指定管理者との引き継ぎ業務を行うよう求めたものでございます。

管理運営の基準について、主な変更点のご説明は以上でございます。

【部会長】 ただいまの説明に対しまして何かご質問等がありましたら発言お願いし

ます。

1点、私のほうから確認しておきますけども、この後、Fun Space・オーチャー共同事業体に入っていてヒアリングが予定されているわけですね。

【事務局】 はい。

【部会長】 この際、今の結果が悟られるような発言というのはしないほうがいいんですか。

【事務局】 それに関しましては、正式通知がこの後になりますので、今回の結果につきましては、わからないような形で発言をお願いしたいと存じます。

【部会長】 わかりました。ほかに質問ございますか。

これからは事業者は決定しているんですけども、それが今説明いただいた運営基準に適合しているかどうかという観点からのヒアリングということになります。

それでは、審査に入るということで、Fun Space・オーチャー共同事業体の入室をお願いいたします。

(ヒアリング)

※不開示情報が含まれる可能性があるため省略

【部会長】 それでは、何かご意見等がありましたら、委員間で発言をお願いいたします。

【委員】 事務局に聞きたいんですけど、今、災害の話になりましたよね。そういう場合に、つまり、例えば避難の場合に市の職員と指定管理者との関係はどうなっているんですか。

【事務局】 市の職員が緊急の対応の要員として指定されておりますので、市の職員がその施設にまいりまして、避難所の開設に当たるということになっております。

【委員】 その場合に指定管理者は。

【事務局】 協力する。

【委員】 協力する。例えば市の職員が徹夜でやるときもありますよね。

【事務局】 そうですね。

【委員】 だけど、指定管理者の場合には、そういう状況ではないんですね。

【事務局】 最大限協力するということでございますので、おそらく市の職員を置いて帰らないとは思いますが。

【委員】 その運営管理というのは、市の職員がやるんですか。それとも防火管理を委託している指定管理者がやるんですか。どっちがやるんですか。

【事務局】 基本的には市の職員が。

【事務局】 避難所になれば、市の職員が行きまして、施設管理者は会場の管理者としてかかわりますので、一緒に避難所を開設するようなイメージです。

【部会長】 ほかに何か。例えば事業計画に対する意見などがあれば、ご発言いただければと思います。

ご発言がなければ、本事業計画書及びヒアリングの内容から、Fun Space・オーチャー共同事業体の事業計画は管理運営の基準の内容に適合しているということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、その旨決定いたします。

千葉県蘇我勤労市民プラザの管理運営の基準及び提案については以上でございます。

それでは、事務局におかれましては、今後の事業者との協議の中でよりよい管理運営に向けて、本部会から示された意見等を十分に考慮し、反映させていただきたいと存じます。本日の案件は以上で全て終了しました。

以上で平成25年度第3回千葉県経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会を閉会いたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。委員の皆様、大変お疲れさまでございました。

それでは、幾つか事務連絡を申し上げます。

まず、本審査後の流れについてご説明いたします。今回の審査結果につきましては、委員長から市長宛での答申をしていただき、それを受けて市が指定管理予定候補者を決定いたします。その後、11月27日から開催される予定の市議会に指定議案を提出し、議会の議決を経た後、指定管理者を指定することとなります。

次に、本日の議事録を作成する関係でございますが、後日、皆様に内容のご確認をお願いする予定でございます。案を作成し、事務局よりご連絡いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議が今年度予定しております最後の委員会となります。委員の皆様におかれましては、この一年間、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただき、まことにありがとうございました。来年度も部会におきます評価等を予定しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして平成25年度第3回千葉県経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会を終了いたします。本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。